

広報 EBETSU えべつ

あなたとまちをつなぐ

目次

- 2 江別市生涯活躍のまち CCRC ～具体化に向けて～
- 6 納税・納入通知書をお送りいたします
- 10 受動喫煙防止はルールへ変わりました
- 14 江別市職員採用試験情報
- 26 【暮らしナビ】消費生活相談Q&A ほか
- 30 無料相談窓口・前期【保存版】

2020

5

vol.967

食べてくれた方が
元気になりますように



はぎわらファームでハウス栽培されているサニーレタスとリーフレタス。例年よりも早く作付けされたレタスは愛情を受けて立派に育ち、収穫間近です。
(4月15日撮影)



江別市生涯活躍のまち - 具体化に向けて -

生涯活躍のまち(CCRC)とは

「地方創生」の取り組みのひとつとして、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に明記され、「生涯活躍のまち構想（日本版CCRC）」として推進されています。

日本版CCRCでは、中高年齢者が希望に応じて、地方や「まちなか」に移り住み、地域の多世代の住民と交流しながら、健康で活動的な生活を送り、必要に応じて医療や介護を受けることができる地域づくりを目指しています。

江別版「生涯活躍のまち」

江別市は、日本版CCRCをもとに、江別版「生涯活躍のまち」構想を平成29年3月に策定しました。

この構想では、市民が住み慣れた地域で生涯にわたって安心して暮らし続けられるまち、また、若年層や障がい者など多様な主体が交流できる「共生のまち」の実現を目指しています。

現在、大麻元町の旧札幌盲学校跡地の一部を拠点地域とし、令和3年3月の開設を目指して整備を進めており、モデル地区と位置付けた大麻地区全体から江別市全体に波及させることを目指します。

【詳細】政策推進課 ☎ 381-1033



江別市生涯活躍のまち「形成事業計画」策定

生涯活躍のまち構想を実現するための具体的な取り組みなどを定める「江別市生涯活躍のまち形成事業計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、中高年齢者や障がいのある方の就労や社会的活動、住まい、医療、介護、生活支援について

一体的かつ継続的に提供する「生涯活躍のまち」を大麻元町の旧札幌盲学校跡地に整備するため、地域再生推進法人（社会福祉法人日本介護事業団）を実施主体とし、江別市・自治会・市内4大学・商店街等が連携して事業を推進していきます。

こんな事を予定しています！ 個別の事業・取り組みの主な内容

中高年齢者や障がい者の就業 / 生涯にわたる学習活動 / 社会的活動への参加

- ・拠点地域内における中高年齢者等の就業の場の整備
- ・コーディネーターによる就労相談窓口での情報提供やマッチング
- ・多世代が集い交流できる場の提供
- ・4大学との連携による市民向け講座への参加の推進
- ・パークゴルフ場の整備



保健医療サービス・福祉サービス

- ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備・運営
- ・障がい者就労継続支援A型事業所の整備・運営
- ・障がい者就労訓練グループホームの整備・運営
- ・地域医療機関との連携

中高年齢者向け住宅

- ・サービス付き高齢者向け住宅の整備・運営

中高年齢者の移住促進

- ・コーディネーターによる移住情報の発信と相談対応

子育て支援

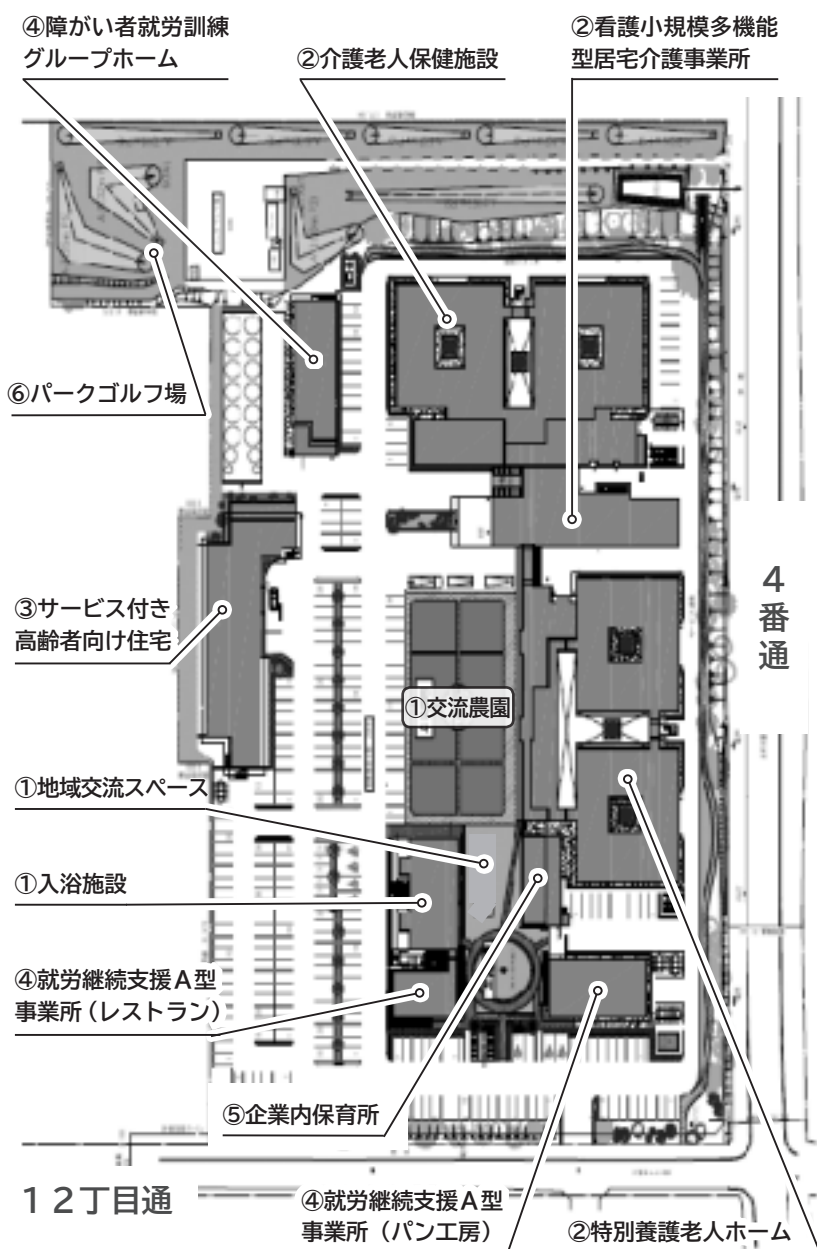
- ・企業主導型保育所の整備・運営
- ・「あそびのひろば」開催

地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成

- ・市内4大学、商店街、自治会等との連携
- ・温泉を活用した健康づくり
- ・住民の移動手段の確保

生涯活躍のまち拠点イメージ図

(大麻元町 154 番地：旧札幌盲学校跡地)



主な施設一覧

- ① 地域交流スペース・交流農園・入浴施設
 - ・各種イベントの開催、市民夏祭りへの参加など
 - ・利用者や地域住民の交流の場として活用
- ② 介護老人保健施設・特別養護老人ホームなど
 - ・特別養護老人ホーム 80 床、介護老人保健施設 80 床、看護小規模多機能型居宅介護事業所 登録定員 29 人
- ③ サービス付き高齢者向け住宅
 - ・入居希望者の意向を反映して整備 50 戸
- ④ 就労継続支援 A 型事業所など
 - ・障がいのある方の事業所として「パン工房」と「カフェ」を整備
 - ・レストランでふぐ料理を提供
 - ・障がい者就労訓練グループホーム 定員 20 人
- ⑤ 企業内保育所：定員 30 人
 - ・施設内職員用のほか地域の方も一部受け入れ
- ⑥ パークゴルフ場
 - ・入居者や地域住民などの交流の場としてコースを整備



今後は「開設準備室（大麻第二住区会館内 ☎ 807-7260）」で日本介護事業団を中心に PR や相談を受け付けるとともにワークショップなどを通して市民の皆さまのご意見を施設の整備運営に活かしていきます。

事業団では「生涯活躍のまち」Facebook を開設しています！



「生涯活躍のまち」名称を募集します！

（福）日本介護事業団では下記の要件で生涯活躍のまちの名称を募集しています。

応募条件：1 人 1 点限り。次の条件を満たすこと

- 短い表現で親しみやすく「生涯活躍のまち」「共生のまち」にふさわしいもの
- 自作で未発表のもの
- 受賞作品の著作権は事業団に帰属し、著作者人格権を行使しないことに同意すること

応募期間：4 月 3 日（金）～ 5 月 15 日（金）

応募資格：江別市在住又は在勤・通学の方（予定者も含む）

応募方法：名称（ふりがな）、名称の説明（100 字以内）、氏名、年齢、住所、電話番号、勤務先または学校名と所在地を記入し、メール・郵送・ファクス・持参

賞品：最優秀賞 5 万円、優秀賞 1 万円の商品券（学生は図書券）

提出先・詳細：つしま医療福祉グループ本部 生涯活躍のまち担当
〒004-0839 札幌市清田区真栄 434 番地 6 アンデルセン福祉村

☎ 885-2305 FAX 887-5035 E-mail: ebetsu-ccrc@note.or.jp

※持参のみ政策推進課（市役所 2 階）または開設準備室（大麻第二住区会館内）で受け付けます

後期高齢者医療制度

保険料率が変わりました

被保険者の皆さんに納めていただく保険料は2年ごとに保険料率を見直します。
保険料は、ご本人や世帯主の所得に応じて一人ひとり異なります。

詳細は6月に発送する納入通知書で確認してください。

〔詳細〕医療助成課 ☎ 381-1403、北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 290-5601

新しい保険料率

- 均等割(被保険者すべてが等しく負担)**
 - H30・R1年度 1,843円増 R2・3年度 52,048円/年
- 所得割(被保険者の所得に応じて負担)**
 - H30・R1年度 0.39ポイント増 R2・3年度 10.98%/年
- 保険料限度額(保険料の上限額)**
 - H30・R1年度 2万円増 R2・3年度 64万円/年

- 年間保険料の計算方法(※年度途中の加入は、加入月から月割りで計算します)**
 均等割(52,048円) + 所得割(R1年中の所得 - 33万円) × 10.98% = 1年間の保険料

均等割の軽減

均等割は、世帯の所得状況に応じて、7割、5割、2割の軽減措置が設けられています。このうち、7割軽減に該当する方には、平成20年から当面の暫定措置として、8割、8.5割軽減など特例的な軽減を実施してきましたが、若い世代との負担の公平を図るために本来の7割軽減に戻していきます。一方で、介護保険料の引き下げや年金生活者支援給付金の支給が実施されており、所得が少ない方への負担軽減を図っています。

所得が次の金額以下の世帯	令和2年度軽減割合	令和2年度均等割額	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	7割軽減 (R1…8割軽減)	15,614円	約5,600円増
33万円	7.75割軽減 (R1…8.5割軽減)	11,710円	約4,200円増
33万円+ (28万5千円【※1】 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	26,024円	約1,000円増
33万円+ (52万円【※2】 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	41,638円	約1,500円増

・軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象になります。
 ・5割・2割軽減は、対象範囲を拡大します。(令和元年度…【※1】28万円【※2】51万円)

介護保険

所得段階が第1～3段階の方の 介護保険料を引き下げます

消費税率10%への引き上げを財源に、令和元年度から世帯全員が市民税非課税の方の保険料負担の軽減を強化しています。令和2年度も表のとおり第1～3段階の方の保険料を軽減します。詳細は6月に発送する納入通知書で確認してください。

保険料は4月1日時点の世帯の課税状況などにより決定しますので、軽減のための手続きは必要ありません。

所得段階	対象者(65歳以上の方) (いずれも本人、世帯全員が市民税非課税の方)	令和元年度		令和2年度		
		保険料率	保険料(年額)	保険料率	保険料(年額)	軽減額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者 ・本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円以下	0.375	25,740円	0.3	20,600円	5,140円
第2段階	・本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円を超え、120万円以下	0.575	39,470円	0.5	34,320円	5,150円
第3段階	・本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が120万円を超える	0.725	49,770円	0.7	48,050円	1,720円

※第4～13段階の保険料は昨年度と同額です。

※保険料(年額)は基準額となる第5段階の保険料68,640円に、それぞれの所得段階の保険料率をかけて算定します。

〔詳細〕医療助成課 ☎ 381-1403

令和2年8月1日診療分から対象者を拡大 子どもの医療費助成

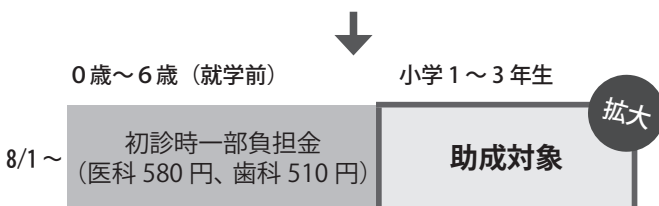
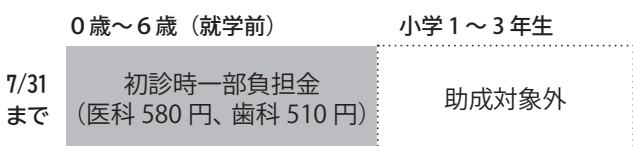
子育て世帯の医療費負担軽減のため、小学1～3年生の通院医療費と中学生の入院医療費・訪問看護療養費の助成を拡大します。これに伴い、乳幼児等医療費助成事業は、「子ども医療費助成事業」へ名称を変更します。[\[詳細\]](#) 医療助成課医療助成係 ☎ 381-1403



助成拡大内容

【通院医療費】

これまで0歳～6歳（就学前）までが助成対象でしたが、8/1診療分から小学1～3年生まで拡大します。



拡大後の自己負担額はこうなります！

<小学1～3年生>

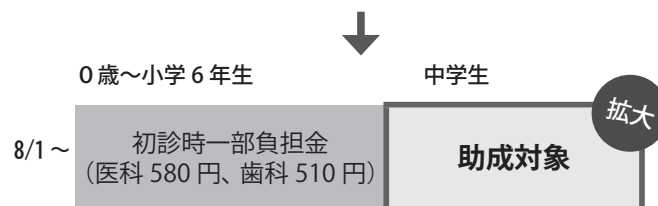
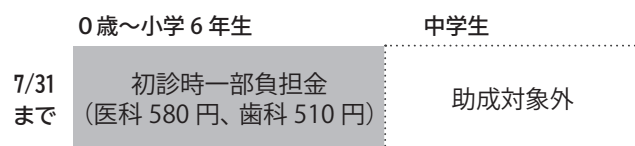
課税世帯：総医療費の1割負担

非課税世帯：初診時一部負担金（医科 580 円、
歯科 510 円）のみ



【入院医療費及び訪問看護療養費】

これまで0歳～小学6年生までが助成対象でしたが、8/1診療分から中学生まで拡大します。



拡大後の自己負担額はこうなります！

<中学生>

課税世帯：総医療費の1割負担

非課税世帯：初診時一部負担金（医科 580 円、
歯科 510 円、訪問看護療養費は1割負担）のみ



助成を受けるには

助成を受けるには「子ども医療費受給者証」が必要です。

小学1～3年生

●すでに「乳幼児等医療費受給者証」をお持ちの方

「子ども医療費受給者証」を7月中に郵送します。（世帯の所得課税状況などが確認できない場合は、別途更新手続きのご案内をします）

●現在「乳幼児等医療費受給者証」をお持ちでない方

対象者には5月中旬に申請書を郵送します。

小学4年生～中学3年生

8月以降に入院・訪問看護で受給者証が必要な場合は、申請してください。

【子ども医療費受給者証の申請】

7月末までに受給者証を受け取りたい場合は、下記の期間内に申請をしてください。（下記期間後も随時受け付けします）

申請期間：5月15日(金)～6月15日(月)

申請方法：医療助成課（本庁舎1階7番窓口）、大麻出張所または郵送

必要なもの：①子ども医療費受給資格者認定申請書

②お子さんの健康保険証（郵送の場合はコピーを添付）

※令和2年1月2日以降に江別市外から転入された方は、医療助成課☎ 381-1403 へお問い合わせください

令和2年度分

納税 通知書を 納入 通知書を お送りいたします

令和2年度 通知書発送予定日

固定資産税・都市計画税	… 5月11日(月)
市民税・道民税（特別徴収）	… 5月15日(金)
市民税・道民税（普通徴収・年金からの天引き）	… 6月12日(金)
軽自動車税（種別割）	… 5月11日(月)
国民健康保険税	… 6月12日(金)
介護保険料	… 6月12日(金)
後期高齢者医療保険料	… 6月12日(金)

国民健康保険税

〔詳細〕国保年金課国保賦課係 ☎ 381 - 1028

国民健康保険税は加入者に負担していただく税金で、前年中の所得に基づき算定されます。

をしてください。

申告を忘れた場合、軽減対象から外れるほか、高額療養費支給額などが正しい区分で判定されませんのでご注意ください。所得や内容により申告先が異なるため、まずは国保年金課（☎ 381 - 1028）へお問い合わせください。

解雇された方などの軽減

解雇や雇い止め、倒産などにより離職を余儀なくされた方は、申請により国民健康保険税が軽減されます。

●対象者

雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者

※特例受給資格者と高年齢受給資格者は対象外

●申請方法

雇用保険受給資格者証、印鑑、申請者の本人確認書類、マイナンバーが分かるものを持って市役所6番窓口で手続きをしてください。

詳細は、下記のQRコードから



【医療分】①～③の合算額で課税限度額は61万円

- ①所得割（前年所得 - 33万円）× 8.3%
- ②均等割 加入者1人につき2万4,000円
- ③平等割 1世帯につき2万5,500円

【後期高齢者支援金等分】

- ①～③の合算額で課税限度額は19万円
- ①所得割（前年所得 - 33万円）× 1.7%
- ②均等割 加入者1人につき5,300円
- ③平等割 1世帯につき6,000円

【介護分】①～②の合算額で課税限度額は16万円

- ①所得割（前年所得 - 33万円）× 1.8%
- ②均等割 加入者1人につき9,600円

▼軽減の対象が広がります

右表の②均等割と③平等割は、世帯の所得などに応じて軽減されます（申請不要）。

▼課税限度額の引き上げ

医療分の課税限度額を、3万円引き上げます。

申告を忘れずに

「国保税の納税義務者で、前年中は無収入だった方」と「収入が障害年金・遺族年金・雇用保険の給付金などの非課税所得のみの方」は必ず申告

市民税・道民税

【詳細】市民税課 ☎ 381・1012

江別市に住んでいる人が納める税金の1つに住民税があります。これは市民税と道民税を総称したもので、2つ合わせて住民税として課税され、納めることになっています。

どんな人が課税されるのですか？

毎年1月1日現在、市内に住所があり、一定の所得を超える方は、所得額に応じて課税されます（課税されない方は左表のとおり）。



市民税・道民税が課税されない方

均等割も所得割もかからない方

- ①未成年の方、障がいのある方、寡婦または寡夫に該当する方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方
- ②扶養親族がいない方で、前年の合計所得金額が35万円以下の方
- ③扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が{(本人+扶養人数)×35万円+21万円}以下の方
- ④生活保護法によって生活扶助を受けている方

所得割がかからない方

- ①扶養親族がいない方で、前年の総所得金額等が35万円以下の方
- ②扶養親族がいる方で、前年の総所得金額等が{(本人+扶養人数)×35万円+32万円}以下の方
※扶養親族の人数には、16歳未満の年少扶養親族を含みます。
- 上記の判定額は税制改正により令和3年度から変更になります。

税額はどのように計算するの？

均等割と所得割という2種類の方法で税額を算出し、納税義務者に課税しています。

【均等割額】

均等割は一定額以上の所得のある方が、等しく同じ額を負担する税金です。

令和2年度の均等割額は、4千円です。これに、防災に必要な財源確保の特例として、千円が加算され、合計5千円が課税されます。

【所得割額】

所得割は個人の所得に応じて負担する税金です。前年中の所得金額や所得控除額などから算出される税額です。

申告書の内容を反映できない場合があります

新型コロナウイルス感染症の影響で申告期限が延長されたことにより、当初納税通知書に申告書の内容を反映できないことがあります。この場合は順次、税額の変更通知をお送りいたします。

住民税の課税額や課税所得により自己負担などが定められている制度への影響もありますので、ご理解をお願いします。

均等割額

5千円（市民税3,500円、道民税1,500円）
※平成26年度から令和5年度までの間、防災に必要な財源を確保するため、均等割額に千円（市民税500円、道民税500円）が加算されています。

所得割額

課税標準額×税率（10%）－ 税額控除額
※課税標準額＝前年の総所得額－所得控除金額
※土地・建物の譲渡所得など、所得の種類によっては、計算方法が異なります。

納付はいつしたら良いの？

● 給与所得の方

原則6月から翌年5月までの毎月、給与から天引きされます（特別徴収）。

● 事業を営む方など

6月30日(火)、8月31日(月)、11月2日(月)、翌年2月1日(月)の年4回、直接個人で納めます（普通徴収）。

● 年金収入のある方

年齢や年金などにより、普通徴収または年金からの天引きとなります（選択制ではありません）。

また、昨年の4月3日から今年の4月2日までに65歳になった方は、年度の途中で年金からの天引きが始まりますので、それまでは普通徴収となります。

※給与と年金など、複数の収入がある方は、各収入ごとに納入方法が異なる場合があります。



固定資産税・都市計画税

【詳細】資産税課 ☎ 381・1404

納税義務者は？

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地や家屋償却資産（※1）を所有しており、土地・家屋登記簿や補充課税台帳、償却資産課税台帳に、所有者として登記または登録されている方に課税されます。

都市計画税は、土地・家屋が市街化区域内に所在する場合に課税されます。

※1 事業用の機械、器具、備品など

納期はいつですか？

納期は5月、7月、9月、12月の年4回です。

現況調査にご協力を！

土地と家屋の調査を行っています。調査の際は内部に立ち入りをさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、調査員は「固定資産評価補助員証」を携行しています。

<土地>

土地の現況と課税台帳を照合し、変更の有無を確認します。

<家屋>

玄関フード、増築家屋、車庫や物置などの現況確認にあわせて、取壊し家屋の調査も行います。



税額はどのように計算するの？

土地、家屋、償却資産の評価額をもとに算出した、「課税標準額」に税率をかけて税額を算出しています。

【固定資産税】

課税標準額×税率（1.4%）

【都市計画税】

課税標準額×税率（0.3%）

納税通知書には「固定資産（土地・家屋）課税明細書」を添付しています。

▼ 新築住宅の固定資産税の軽減期間終了

平成28年（マンションなどの3階建以上の中高層耐火住宅は平成26年。ただし長期優良住宅を除く）に新築された住宅の固定資産税は、軽減の期間が令和元年度で終了したため、令和2年度から本来の税額に戻ります。

なお、これまで軽減されていた税額は、昨年度までの納税通知書の2枚目に記載されていますので、ご確認ください。

納税の猶予制度

下記に該当する方は納税が猶予される場合があります。

● 徴収の猶予

災害や病気、事業の廃止などの理由により、市税を一時に納付できないと認められる場合。

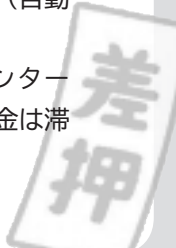
● 換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがある場合。

② 滞納処分が行われます

督促状や催告書を発送した後も未納が続く方には、滞納している税を強制的に徴収する「滞納処分」を行う場合があります。「滞納処分」は、債権（預貯金・給与・生命保険など）のほか、不動産や動産（自動車など）の財産も対象となります。

差し押さえた不動産や動産はインターネット公売などで売却され、買受代金は滞納税に充てられます。



インターネット公売のお知らせ

差し押さえた不動産や動産（自動車など）をインターネット上で購入することができます。

インターネット公売の開催状況など、詳細は市ホームページの「くらしの情報」から「税金」のページに進み、インターネット公売のページをご覧ください。

軽自動車税(種別割)の減免

下表に該当する方は減免制度があります

対象者	対象となる軽自動車
①重度の身体障がいまたは精神障がいがある方 ※以下「身体障がい者など」と表記	①の方が所有し運転する車両
②重度の身体障がい者など同一生計の方	②の方が所有し、当該身体障がい者などのために運転する車両(当該身体障がい者などが運転する場合を含む)で1週間につき1回以上または1カ月につき4回以上継続して使用している車両。
③重度の身体障がい者などのみの世帯の方	③の方が所有し、当該身体障がい者などのために常時介護する方が運転する車両で1週間につき3日以上継続して使用している車両。
④右の軽自動車を所有する方	身体障がい者などの利用のための構造を持つ車両

● 減免手続きに必要なもの

交付を受けている手帳(身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳など) / 運転免許証(当該車両を運転される方のもの) / 印鑑(スタンプタイプの簡易印鑑は不可) / 車検証 / 車所有者のマイナンバーカード(マイナンバーカードがない場合は、通知カード+運転免許証など)

● 申込先・申込期限

6月1日(月)までに市役所10番窓口で手続きを。
納税通知書が届いてから申請される方は、納税前に手続きしてください。詳細は市民税課税制係(☎381-1012)へお問い合わせください。

軽自動車税(種別割)

令和元年10月1日から軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」に名称が変更されました。

〔詳細〕市民税課税制係 ☎ 381・1012

納税義務者は?

毎年4月1日現在、原動機付自転車、トラクターなどの小型特殊自動車、軽自動車、2輪小型自動車を市内で所有または使用している方に課税されます。

なお、普通自動車税と異なり、軽自動車税(種別割)には月割制度はありません。

納付はいつまで?

納期限は6月1日(月)です。

▼口座振替をご利用の方へ

6月中旬頃から口座振替済通知書と車検用納税証明書を発送します。5月下旬〜6月中旬に車検の有効期間満了となる車両は、昨年度の車検用納税証明書で早めの車検をお勧めします。今年度の納税証明書が必要な方はご連絡を。

軽自動車税(種別割)のよくある質問

Q 軽自動車を4月中旬に売却したのですが、納税通知書が送られてきました。現在は所有していないのに課税されるのですか?

A 軽自動車税(種別割)は4月1日時点での所有者が納税義務者となります。月割制度はありませんので、全額が課税されます。



市税は納期内に納めましょう

〔詳細〕納税課 ☎ 381-1013

市税は、皆さんが安心して暮らせるよう、教育や福祉などのサービスを提供するための大切な財源です。

納期限までに納められない場合は「滞納」となり、延滞金も発生します。忘れずに納めましょう。

市税を公平に負担していただくため、市税滞納の解消と防止に向け取り組んで参りますので、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

相談はお早めに

今月から税目ごとに令和2年度の通知書が発送されます。やむを得ない事情で期限までに納付できない場合は、お早めにご相談ください。

滞納してしまうと…?

① はじめに督促状が届きます

定められた納期限までに納税されない場合、督促状を送付します。その後も未納の場合は、納付案内コールセンターから電話による呼びかけを行うほか、催告書なども送付します。



未納

健康増進法の一部
を改正する法律
2020年4月から
全面施行

受動喫煙は危険？

受動喫煙は、たばこを吸わない方が喫煙者と同じ空間にいることで、たばこの煙を吸わされることをいいます。たばこの煙にはニコチンやタールなどの有害物質が含まれており、これらはがんや心筋梗塞などの発症率をあげると科学的に明らかにされています。

最近では、三次喫煙といって、たばこの火が消された後に周囲に残留する有害物質を吸入する、残留受動喫煙も問題視されています。また、喫煙者が吐く煙は呼出煙と呼ばれ、たばこを吸い終わっても長時間、呼気に有害物質が残ってしまいます。

このように直接副流煙を吸い込まなくても、呼出煙や三次喫煙などで、意図せず有害物質を体内に取り込んでしま

受動喫煙防止は マナーからルールへ 変わりました！



〔詳細〕 保健センター ☎ 385-5252

check

多くの施設は**屋内が原則禁煙**になります



すでに敷地内禁煙となっている学校や病院、児童福祉施設など行政機関に加え4月からは、飲食店などでも屋内が原則禁煙となります。

check

20歳未満は立ち入り禁止です



このマークのあるエリアでは受動喫煙のおそれがあるため、20歳未満の人は立ち入り禁止です。たとえ従業員であっても立ち入ることはできません。

今からはじめても遅くない！

禁煙にチャレンジしてみませんか

● 健康リスクが改善する

禁煙すると心臓発作のリスクが減少したり味覚や嗅覚が改善するなど、すぐに効果が出ます。また、病気にかかるリスクは、禁煙を10年から15年程度続けると非喫煙者レベルまで近づきます。

● 禁煙治療を受けてみませんか

たばこに含まれるニコチンは依存性が高く、自分の意思で禁煙を続けることは難しいのも事実です。そこで医師のサポートを受けながら禁煙する「禁煙治療」がおすすめです。

禁煙治療の保険適用となれば、処方される薬にもよりますが、13,000円～19,000円程度で治療が受けられます。

受動喫煙の対策がすすめられ、たばこを吸いにくい環境が整備されつつあります。これを機会に自分や、周囲の人の健康を守るために禁煙を考えてみませんか。

禁煙外来のある市内の病院

みはらしクリニック
元江別 890-15 ☎ 384-3184
土曜診療あり

たぐち内科クリニック ※予約制
元町 21-12 ☎ 389-7855

ささなみ内科クリニック ※予約制
野幌町 66-2 ☎ 382-3373

緑苑クリニック
野幌末広町 2-12 ☎ 381-6490
土曜診療あり※第三土曜のみ

おおあさクリニック
大麻中町 2-17 ☎ 388-2233

ゆきざさ循環器内科 ※予約制
野幌屯田町 23-19 ☎ 384-1000

※通常外来の診療時間・曜日と異なる場合があります。事前に受診日程や不明点について直接医療機関へご確認ください。

うこともあるのです。
義務違反者には罰則も

こうした背景から健康増進法は昨年7月に改正されました。本年4月から、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わり、さまざまな施設で実施されています。

このルールに違反した場合は、罰則が課せられることがあります。また、この罰則は、施設を管理する事業者だけでなく、喫煙者個人も対象となっています。
喫煙禁止場所での喫煙はやめましょう。

新しいルール
3つのポイントを確認しましょう

check

新しい標識が設置されます



施設の中に喫煙室がある場合には、施設の出入口に、定められた標識が貼られています。利用するお店の判断基準にしましょう。

写真の標識：店内の一部に喫煙専用室があり、喫煙専用室は20歳未満の方は立ち入り禁止

設置される標識の一例



店内すべてが禁煙



店内すべてが喫煙可。20歳未満の方は立ち入り禁止



客席の一部が喫煙可。20歳未満の方は喫煙可エリアへの立ち入り禁止



加熱式たばこ専用喫煙室あり。20歳未満は喫煙室への立ち入り禁止



江別市立病院からのお知らせ

〔詳細〕市立病院 ☎ 382-5151

新任医師紹介・消化器内科外来拡充

● 新任医師の着任

4月1日より、消化器内科部長に西尾仁医師、精神科部長に柏木智則医師、産婦人科に赤羽慧一郎医師が着任されました。

● 消化器内科外来を拡充

これまで消化器内科外来の受け付けは予約のみとしていましたが、西尾医師の着任により、4月1日から初診の受け付けを開始しました。

また、診療日も週3日から週5日へと拡充し、左の日程表のとおり変更されます。より充実した消化器内科外来をぜひご利用ください。

消化器内科の外来診療日程表

※初診の受付時間は午前8時～11時

	午前	午後
月曜日	○	予約のみ
火曜日	○	診療なし
水曜日	○	診療なし
木曜日	○	診療なし
金曜日	○	診療なし

新任医師紹介



Nishio Hitoshi

消化器内科 部長
にしお ひとし
西尾 仁

このたび江別市立病院へ勤務することになりました。微力ではございますが、診療をお手伝いさせていただきたいと存じます。



Kashiwagi Tomonori

精神科 部長
かしわぎ ともりの
柏木 智則

産後うつや認知症を専門に診療を行っています。お気軽にご来院ください。



Akabane Keiichiro

産婦人科 医師
あかばね けいいちろう
赤羽 慧一郎

このたび江別市立病院で勤務することになりました。周産期はもちろんのこと、女性のすべてのライフステージで力になれるよう、頑張りたいと思います

職員採用情報

〔申込・詳細〕市立病院 管理課総務係
〒067-8585 若草町6 ☎ 382-5151
HP: <http://www.ebetsu-hospital.jp/>



■ 看護職員採用試験

- ① 看護師・助産師（資格取得見込者）
 - ② 助産師（有資格者）
- 【応募資格】①昭和61年4月2日以降生まれで、令和3年4月までに看護師・助産師免許取得見込みの方
②助産師の資格を有し、昭和51年4月2日以降生まれで医療法上における病院で5年以上の実務経験がある方
- 【試験日】①7月22日(水)、8月26日(水)
②5月27日(水)、7月22日(水)、8月26日(水)
- 【応募方法】①②ともに試験日の7日前までに必要書類（市立病院で配布、同HPからも入手可）を申込先へ提出

■ 会計年度任用職員

- 助産師（病棟勤務）
 - 看護師・准看護師（救急診療室勤務）
- 【応募方法】履歴書と資格免許証の写しを申し込み先へ提出
- 看護助手※資格要件なし
- 【応募方法】履歴書を提出。試験は随時行います。

一緒に働きましょう！



変わります！

施設などの使用料・手数料



使用料や手数料は「使用料・手数料の見直し方針」に基づき原則4年ごとに見直しています。今回は下記の使用料や手数料などを改定します。(詳細) 財政課 ☎ 381-1010



10月から改定する主な使用料・手数料

単位：円

セラミックアートセンター

区分		単位	現行	改定後
ガス窯	専用使用 素焼	1回	12,000	13,800

いきいきセンターさわまち

区分		単位	現行	改定後
陶芸窯	専用使用	本焼	1回	3,000
		素焼	1回	1,000

葬斎場

※市民は無料

区分		単位	現行	改定後
火葬炉	13歳以上の死体※	1体	20,000	24,000
	13歳未満の死体※	1体	16,000	19,000
	死胎※	1体	10,000	12,000
	埋葬された死体※	1体	5,000	6,000
焼却炉	身体の一部	1kg	900	1,000
	袍衣および産わい物	1kg	550	600
	その他	1kg	550	600
待合室		1室	10,000	11,000

勤労者研修センター

室名	午前		午後		夜間		全日	
	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
研修室1	1,400	1,800	1,900	2,200	2,100	2,400	5,400	6,400
研修室2	3,000	3,700	3,800	4,500	4,100	4,800	10,900	13,000
研修室3	700	900	900	1,100	1,100	1,200	2,700	3,200
研修室4	600	800	900	1,000	900	1,000	2,400	2,800

ごみ処理手数料

		単位	現行	令和2年10月1日から 令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
家庭系廃棄物処理手数料	家庭ごみ直接搬入	10kg	90	120	150
事業系廃棄物処理手数料	事業系一般廃棄物	10kg	110	150	200
	浄化槽汚泥	20ℓ	70	80	
し尿処理手数料	し尿(汲み取り)	20ℓ	90	120	
	し尿(仮設トイレ)	200ℓまで	900	1,200	
		200ℓを超える 20ℓにつき	90	120	

※このほか建築確認等手数料などの各種手数料についても改定します



使用料・手数料の見直し方針

① 受益者負担の原則と公平性の確保

サービスを利用する方が使用料などの応分を負担することで、利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保します。

② 算定方法の明確化

原価×負担割合(原則)
※施設によって負担割合が異なります。一例：公民館など…50%、各種手数料、陶芸窯など…100%、図書館、児童館など…0%

③ 改定額の限度

算出した額と現行の料金に著しい差が生じた場合は激変緩和のため改定額の限度を設定します。

④ 見直しサイクル

原則4年ごとに見直し

⑤ 新料金の適用時期

条例改正年度の翌年度10月(一部を除く)

令和2年度 第1回 江別市職員採用試験

第一次試験日 6/28(日) 申込期間 5/11(月)～5/22(金)

※一般事務職(社会人の部)はSPI3テストセンター方式により実施予定

職種	区分	応募資格(各区分とも要件をすべて満たす方)
	共通	採用後、江別市内に居住が可能な方。
一般事務職	大学の部	4年制大学を卒業(見込み含む)した方で、平成3年4月2日以降に生まれた方。
	社会人の部	高等学校を卒業(見込み含む)した方で、昭和56年4月2日以降から平成3年4月1日までに生まれた方。
	身体障がい者の部	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校を卒業(見込み含む)した方で、昭和56年4月2日以降に生まれた方。 ●身体障害者手帳(1～6級)の交付を受けている方。 ●活字印刷文による出題、口頭による面接試験に対応できる方。
言語聴覚士	資格の部	<ul style="list-style-type: none"> ●昭和56年4月2日以降に生まれた方。 ●言語聴覚士の免許を持つ方、または、今年度の国家試験で免許取得見込の方。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、採用試験の実施を延期する場合がありますので、必ず市ホームページなどで最新の情報を確認してください。

市ホームページは、右のQRコードから



※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、例年5月に開催していた採用ガイダンスは中止します。

※第2回(9月実施予定)では、一般事務職、土木技術職、電気技術職、消防職を募集予定です。

※採用試験を実施する職種は、今後の事業計画などにより変更する場合があります。

試験案内の配布… 5/11(月)から市役所本庁舎2階職員課、市役所大麻出張所、水道庁舎証明交付窓口、市民交流施設「ぱらっと」内証明交付窓口で配布します。市ホームページでも入手可。

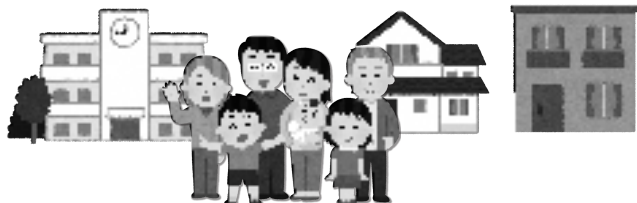
申込方法… 5/11(月)～5/22(金)に申込書を職員課へ「簡易書留郵便」で郵送(5/22(金)の消印有効)。

(申込・詳細) 職員課 ☎ 067-8674 江別市高砂町6 ☎ 381-1007

第4期江別市地域福祉計画がスタート (詳細) 健康福祉部管理課 ☎ 381-1090

地域福祉計画とは、市民や地域団体・事業者・行政などが、それぞれの役割のなかで、互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせ、地域のさまざまな生活課題について解決する「地域ぐるみの福祉」を推進するための計画です。

前計画を見直し、このたび第4期江別市地域福祉計画(計画期間 令和2年度～令和6年度)を策定しました。



● 基本理念

お互いさま、みんなで支えあう地域づくり

● 基本目標

1. 支えあいの仕組みづくり
2. 互いに支えあう地域づくり
3. 地域福祉を推進する環境づくり

計画書の閲覧場所

- ・市役所本庁舎1階情報公開コーナー
 - ・市役所大麻出張所 ・各公民館
 - ・情報図書館 など
- 市のホームページでも公開しています



ごみ出し困難者への

戸別収集を始めます

【詳細】 廃棄物対策課 庶務係 ☎ 383・4217

● 対象者

高齢や障がいなどの理由で
ごみをステーションに運ぶこ
とが難しい方を対象に戸別
で収集を行う「江別市ごみサ
ポート収集事業」を始めます。

令和2年10月からの実施に
向けて、5月11日から申請を
受け付けます。

制度の利用にあたり、職員
が自宅を訪問し、ごみの排出
状況などを聞き取ります。訪
問の日程調整や提出書類の説
明をしますので、まずはお電
話にてご連絡ください。

● 対象者

ごみステーションへの排出
が困難かつ親族や近隣の方な
どのボランティアによる支援
を受けることが困難な状態
で、次の①から③のいずれか
の要件に該当する方の世帯。

- ① 要介護1以上の認定を受
けている方
- ② 身体障害者手帳1級また
は2級の交付を受けている方
- ③ 療育手帳Aまたは精神障
害者保健福祉手帳1級の交付
を受けている方

● 収集方法

※対象者の要件に該当してい
ないが、ごみの排出について
困っている方は、廃棄物対策
課（☎ 383・4217）へご相
談ください。

毎週1回、水曜日に玄関前
などの敷地内から、「燃やせ
ないごみ」「燃やせないごみ」「資
源物」「危険ごみ」を一括で
収集します。
※各区分に分別が必要で
す
※室内からは収集しません

資源物・ 危険ごみの出し方

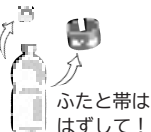
【詳細】 廃棄物対策課指導係 ☎ 383-4217

< 資源物 >

資源物は中身全体が見える透明か半透明の
袋で、品目ごとに分けて出してください。
※中身全体が見えない袋、紙袋、肥料袋や米袋な
どの厚い袋は使用できません。
※ごみが混ざっていたり、中身が残っているもの
は収集できません。

● ペットボトル（ふた・帯は燃やせるごみ）

♻️マークの表示があるもの
に限り、ふたと帯
をはずし、水ですすいで
ください。



● びん・缶（一緒の袋で出せます）

ふたをはずし、水ですすいでください。

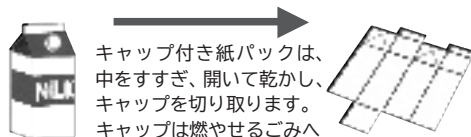
● 白色トレイ

水ですすぎ、ラップなどを取り除いてくだ
さい。

※納豆の容器・色つきトレイは燃やせるごみです

● 紙パック

水ですすぎ、開いて乾かしてください。



< 危険ごみ >

危険ごみは「スプレー缶、ガスカセット缶」
「蛍光管」「電池、ライター、水銀体温計」
の区分に分け、中身全体が見える透明か半
透明の袋に入れて出してください。

※スプレー缶などはできるだけ使い切り、穴を開
けずに出してください

※小型充電式電池は、金属端子部分をビニールテ
ープで覆ってください

※火災の原因になりますので、危険ごみは燃や
せないごみに混ぜないでください

分別や出し方に迷う場合は…

「分別の手引き」や「ごみの出し方相談
ダイヤル（☎ 384-5600）」でご確認くだ
さい

集団資源回収でリサイクル

【詳細】 廃棄物対策課 ☎ 383-4211

収集日カレンダーに掲載されている資源物
収集のほかに、自治会などで行っ
ている集団資源回収があります。

詳細は右のQRから



地域清掃ごみの出し方

自治会や地域一斉清掃などで集めたごみは、分別して「燃やせるごみ」「燃
やせないごみ」は公共ごみ袋に、「資源物」「危険ごみ」は透明または半透
明の袋に入れて、それぞれの収集日にごみステーションに出してください。

集めた地域清掃ごみが5袋以上の場合

ごみステーション以外の場所に集積したものを別途収集しますので、廃棄
物対策課（☎ 383-4217）へお電話ください。（この場合、公共ごみ袋を使
用する必要はありません。任意の袋を使用して、ごみをまとめてください。）

注意点

※ 各家庭から出るごみに、「公共ごみ袋」は使用できません。

※ 草取りをした際、草に付着した土は取り除いてください。土が多い場
合は収集できません。

地域清掃ごみの対象とならないもの

● 共同住宅の敷地内は公共の場所ではないため、地域清掃ご
みの対象になりません。処理は管理者にご相談ください。

● 道路やU字溝の土砂の処理は土木事務所（☎ 383-5900）に
ご確認ください。

【詳細】 廃棄物対策課指導係 ☎ 383-4217

